

第 2 2 期第 3 6 回筑前海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和 6 年 1 2 月 1 0 日（火） 1 4 : 0 0 ～

2 場 所 福岡県庁 4 階 漁業調整委員会室

3 議 題

（1）令和 7 年上期土石採取計画について（協議）

資料 1

（2）福岡湾におけるじょれんを使用したアサリ採捕の禁止に係る委員会指示について（協議）

資料 2

（3）第 4 4 回日本海・九州西広域漁業調整委員会について（報告）

資料 3

（4）その他

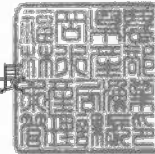
資 料 1

(22-36 筑前漁調委)
(令和6年12月10日)

6漁管第1391号
令和6年12月4日

筑前海区漁業調整委員会
会 長 富 重 信 一 様

福岡県農林水産部水産局漁業管理課長
(漁 業 調 整 係)



令和7年上期土石採取計画について（協議）

このことについて、令和6年11月29日付6港第1220号において、県土整備部港湾課長から事前協議がありましたので、貴委員会に協議します。



令和7年上期土石採取計画について

令和7年上期土石採取計画量

単位:万m³

採取場所 業者	漁業権 漁場内	数量 種別	漁業権外												小計	合計
			小呂南西	烏帽子北	小呂南東	長間礁北	栗ノ上	栗ノ上西	宗像	柏原	岩屋	白島	白島西	遠賀沖		
唐津湾海区砂採取協同組合	0	同意計画	6.00	6.00											12.00	12.00
博多海砂採取協業組合	0	同意計画	17.00	17.00	13.00	16.00	13.00	16.00	17.00						109.00	109.00
玄洋海砂採取販売協同組合	0	同意計画	9.70	7.20	4.40	9.20	6.70	8.80	12.00		1.20	1.20		7.60	10.00	10.00
北九州砂採取販売協同組合	0	同意計画								1.13	1.13			6.75	9.00	9.00
合計	0	同意計画	23.00	23.00	13.00	16.00	13.00	16.00	17.00	2.13	2.13	22.50	22.50	11.33	181.59	181.59
			15.70	13.20	4.40	9.20	6.70	8.80	12.00	2.06	2.06	20.87	20.00	10.48	125.46	125.46

令和6年下期土石採取計画量

単位:万m³

採取場所 業者	漁業権 漁場内	数量 種別	漁業権外												小計	合計
			小呂南西	烏帽子北	小呂南東	長間礁北	栗ノ上	栗ノ上西	宗像	柏原	岩屋	白島	白島西	遠賀沖		
唐津湾海区砂採取協同組合	0	同意計画	6.00	6.00											12.00	12.00
博多海砂採取協業組合	0	同意計画	17.00	17.00	13.00	16.00	13.00	16.00	17.00						109.00	109.00
玄洋海砂採取販売協同組合	0	同意計画	10.00	6.50	4.50	9.50	6.50	9.50	11.50		0.40	1.30		8.30	10.00	10.00
北九州砂採取販売協同組合	0	同意計画								0.38	1.13			7.50	9.00	9.00
合計	0	同意計画	23.00	23.00	13.00	16.00	13.00	16.00	17.00	1.33	2.23	22.50	22.50	12.03	181.59	181.59
			16.00	12.50	4.50	9.50	6.50	9.50	11.50	1.31	2.06	21.00	20.00	11.23	125.59	125.59

令和6年上期土石採取計画量(当初)

単位:万m³

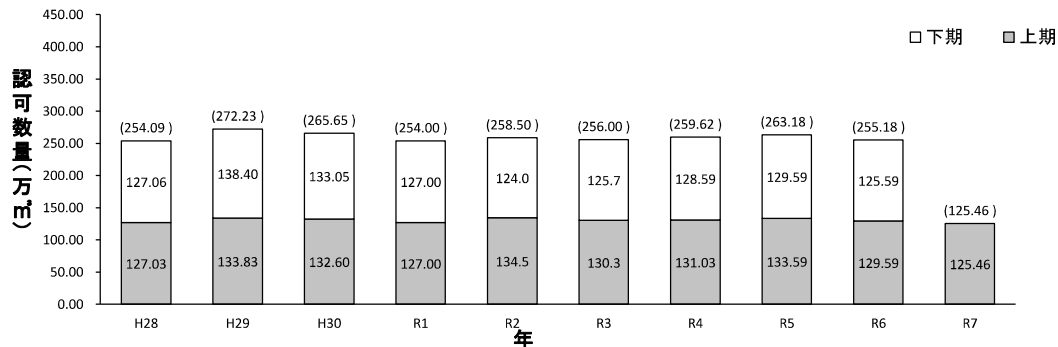
採取場所 業者	漁業権 漁場内	数量 種別	漁業権外												小計	合計
			小呂南西	烏帽子北	小呂南東	長間礁北	栗ノ上	栗ノ上西	宗像	柏原	岩屋	白島	白島西	遠賀沖		
唐津湾海区砂採取協同組合	0	同意計画	6.00	6.00											12.00	12.00
博多海砂採取協業組合	0	同意計画	17.00	17.00	13.00	16.00	13.00	16.00	17.00						109.00	109.00
玄洋海砂採取販売協同組合	0	同意計画	12.00	7.00	4.50	9.50	7.00	10.00	13.00		1.20	1.20		7.60	10.00	10.00
北九州砂採取販売協同組合	0	同意計画								1.08	1.08			6.84	9.00	9.00
合計	0	同意計画	23.00	23.00	13.00	16.00	13.00	16.00	17.00	2.13	2.13	22.50	22.50	11.33	181.59	181.59
			18.00	13.00	4.50	9.50	7.00	10.00	13.00	2.01	2.01	19.00	21.00	10.57	129.59	129.59

令和5年下期土石採取計画量(当初)

単位:万m³

採取場所 業者	漁業権 漁場内	数量 種別	漁業権外												小計	合計
			小呂南西	烏帽子北	小呂南東	長間礁北	栗ノ上	栗ノ上西	宗像	柏原	岩屋	白島	白島西	遠賀沖		
唐津湾海区砂採取協同組合	0	同意計画	6.00	6.00											12.00	12.00
博多海砂採取協業組合	0	同意計画	17.00	17.00	13.00	16.00	13.00	16.00	17.00						109.00	109.00
玄洋海砂採取販売協同組合	0	同意計画	9.80	7.20	4.40	9.00	6.80	8.80	12.00		0.40	1.00		8.60	10.00	10.00
北九州砂採取販売協同組合	0	同意計画								0.36	0.96			7.68	9.00	9.00
合計	0	同意計画	23.00	23.00	13.00	16.00	13.00	16.00	17.00	1.33	1.93	22.50	22.50	12.33	181.59	181.59
			15.80	13.20	4.40	9.00	6.80	8.80	12.00	1.29	1.89	21.00	21.00	11.41	126.59	126.59

土石採取認可数量の推移(過去10年間)



令和7年上期土石採取計画に係る関係漁業協同組合の同意状況

申請者		採取区域	同意書の添付（漁協・支所による同意書は●、漁業権管理委員会等の同意書は○）										
			糸島地区	福岡・粕屋地区			宗像地区	遠賀地区		北九州地区			
				福岡市漁協	福岡市漁協	新宮相島漁協		宗像漁協	遠賀漁協	ひびき灘漁協	北九州市漁協	ひびき灘漁協	
唐津湾海区砂採取協同組合	糸島漁協	小呂南西	●	●			●						
		烏帽子北	●	●			●						
		小呂南西	●	●		○	●						
博多海砂採取協業組合	烏帽子北	●	●			●							
	小呂南東	●	●		○	●							
	長間礁北	●	●		○	●							
	栗ノ上	●	●		○	●	●						
	栗ノ上西	●	●		○	●	●						
	宗像					●		○					
	柏原					●	●		●			○	
玄洋海砂採取販売協同組合	岩屋					●	●		●			○	
	遠賀沖					●	●		●			○	
	柏原					●	●		●			○	
北九州砂採取販売協同組合	岩屋					●	●		●			○	
	白島								○		●		●
	白島西								○		●		●
	遠賀沖						●			●			○

(現行)

資 料 2

(22-36 筑前漁調委)
(令和6年12月10日)

筑前海区漁業調整委員会指示第201号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、福岡湾（博多湾）内におけるアサリの乱獲を防止し、アサリ資源の保護を図るため、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関等が試験研究等のためにアサリを採捕する場合は、この限りではない。

令和4年2月18日

筑前海区漁業調整委員会会長 富重 信一

1 指示の適用海域

(1) 室見川河口域

次のア点からイ点を見通した線（福岡市早良区百道浜4丁目地先及び福岡市西区豊浜1丁目地先の両岸に設置した各標識を結んだ線）及びウ点からエ点を見通した線（室見川と金屑川の合流点から下流約20メートルで両岸を結んだ線）並びに陸岸によって囲まれた海域

ア点 北緯33度35.476分 東経130度20.720分（世界測地系）

イ点 北緯33度35.463分 東経130度20.467分（世界測地系）

ウ点 北緯33度35.147分 東経130度20.468分（世界測地系）

エ点 北緯33度35.109分 東経130度20.614分（世界測地系）

(2) シーサイドももち海浜公園（百道浜地先）

次のオ、カ、キ、ク、ケの各点を順次結んだ線と陸岸によって囲まれた海域

オ点 北緯33度35.728分 東経130度21.382分（世界測地系）

カ点 北緯33度35.825分 東経130度21.328分（世界測地系）

キ点 北緯33度35.771分 東経130度21.063分（世界測地系）

ク点 北緯33度35.767分 東経130度20.786分（世界測地系）

ケ点 北緯33度35.665分 東経130度20.768分（世界測地系）

(3) シーサイドももち海浜公園（地行浜地先）

次のコ、サ、シ、スの各点を順次結んだ線と陸岸によって囲まれた海域

コ点 北緯33度35.863分 東経130度21.710分（世界測地系）

サ点 北緯33度35.934分 東経130度21.626分（世界測地系）

シ点 北緯33度35.849分 東経130度21.414分（世界測地系）

ス点 北緯33度35.757分 東経130度21.461分（世界測地系）

2 指示の内容

じょれんを使用してアサリを採捕してはならない。

3 指示の期間

令和4年4月1日から平成7年3月31日まで

(更新案)

筑前海区漁業調整委員会指示第 212 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項の規定に基づき、福岡湾（博多湾）内におけるアサリの乱獲を防止し、アサリ資源の保護を図るため、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関等が試験研究等のためにアサリを採捕する場合は、この限りではない。

令和 年 月 日（公報掲載日）

筑前海区漁業調整委員会会長 富重 信一

1 指示の適用海域

(1) 室見川河口域

次のア点からイ点を見通した線（福岡市早良区百道浜 4 丁目地先及び福岡市西区豊浜 1 丁目地先の両岸に設置した各標識を結んだ線）及びウ点からエ点を見通した線（室見川と金屑川の合流点から下流約 20 メートルで両岸を結んだ線）並びに陸岸によって囲まれた海域

ア点 北緯 33 度 35.476 分 東経 130 度 20.720 分（世界測地系）

イ点 北緯 33 度 35.463 分 東経 130 度 20.467 分（世界測地系）

ウ点 北緯 33 度 35.147 分 東経 130 度 20.468 分（世界測地系）

エ点 北緯 33 度 35.109 分 東経 130 度 20.614 分（世界測地系）

(2) シーサイドももち海浜公園（百道浜地先）

次のオ、カ、キ、ク、ケの各点を順次結んだ線と陸岸によって囲まれた海域

オ点 北緯 33 度 35.728 分 東経 130 度 21.382 分（世界測地系）

カ点 北緯 33 度 35.825 分 東経 130 度 21.328 分（世界測地系）

キ点 北緯 33 度 35.771 分 東経 130 度 21.063 分（世界測地系）

ク点 北緯 33 度 35.767 分 東経 130 度 20.786 分（世界測地系）

ケ点 北緯 33 度 35.665 分 東経 130 度 20.768 分（世界測地系）

(3) シーサイドももち海浜公園（地行浜地先）

次のコ、サ、シ、スの各点を順次結んだ線と陸岸によって囲まれた海域

コ点 北緯 33 度 35.863 分 東経 130 度 21.710 分（世界測地系）

サ点 北緯 33 度 35.934 分 東経 130 度 21.626 分（世界測地系）

シ点 北緯 33 度 35.849 分 東経 130 度 21.414 分（世界測地系）

ス点 北緯 33 度 35.757 分 東経 130 度 21.461 分（世界測地系）

2 指示の内容

じょれんを使用してアサリを採捕してはならない。

3 指示の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

農水振第 337 号

令和 6 年 9 月 4 日

筑前海区漁業調整委員会

会長 富重 信一 様

福岡市長 高島 宗一郎

(農林水産局水産部水産振興課)



博多湾アサリ資源保護に係る漁業調整委員会指示の継続について（要望）

新秋の候、貴職におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

また、平素から本市水産業の振興にご支援、ご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、室見川河口域及びシーサイドももち海浜公園においては、筑前海区漁業調整委員会指示第 201 号により、博多湾内におけるアサリの乱獲を防止し、アサリ資源の保護を図るため、令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで、じょれんを使用したアサリ採捕が禁止されているところです。

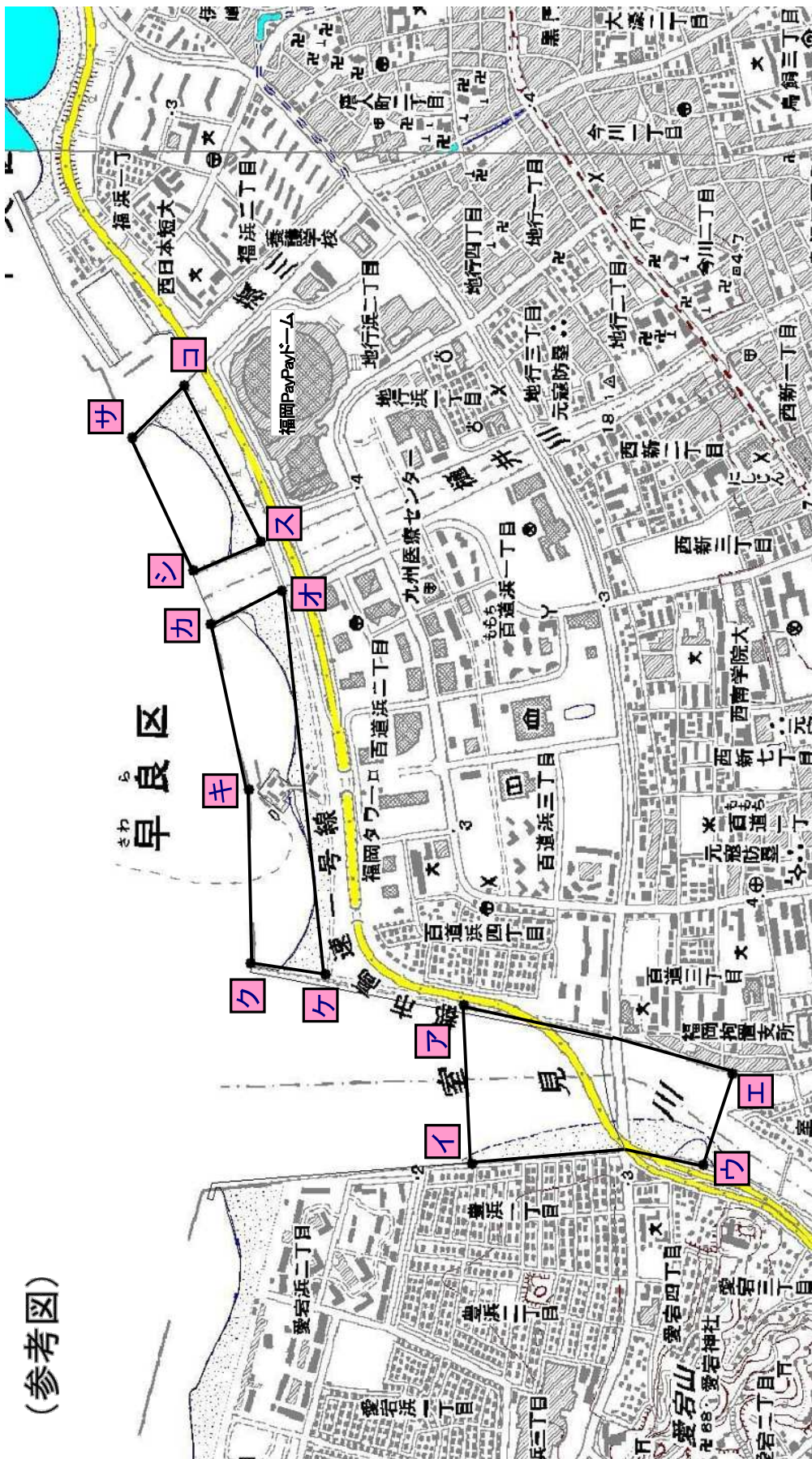
本市では、博多湾のアサリ資源保護のため、福岡県と連携して、西部海域において移植放流、海底耕うん等のアサリ資源保全活動を行う漁業者団体への支援や種苗放流等を実施しているものの、生産量の低迷状態は続いており、資源回復のためには、継続した取組みとともに、湾全体のアサリ供給源である室見川河口域及び母貝保護エリアとして重要な位置を占めるシーサイドももち海浜公園における資源保護が必要と考えております。

つきましては、アサリ資源保護に係る事業を継続するとともに、漁業者、遊漁者等への啓発にも努めてまいりますので、令和 7 年 4 月 1 日以降も現行の委員会指示を継続して発出していただきますようよろしくお願いいたします。

なお、本市及び福岡県で構成する「博多湾アサリ資源保護対策研究会」においても、現行の委員会指示の継続について賛同いただいていることを申し添えます。



(参考図)



第44回 日本海・九州西広域漁業調整委員会

議 事 次 第

日 時：令和6年11月26日（火） 13：00～

場 所：AP市ヶ谷 8階 Aルーム

（東京都千代田区五番町1-10 市ヶ谷大郷ビル）

1 開 会

2 挨 拶

3 議 題

- （1）太平洋クロマグロに関する広域漁業調整委員会指示について
- （2）くろまぐろ遊漁専門部会の設置について
- （3）遊漁者のくろまぐろの採捕の制限の違反者への対応方針の変更について
- （4）広域資源の管理について
 - ① 部会における取組
 - ② トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群
 - ③ 日本海沖合におけるベニズワイガニ
- （5）その他
 - ① TAC資源拡大に向けた検討状況について
 - ② 令和7年度資源管理関係予算について
 - ③ その他

4 閉 会

太平洋クロマグロに関する委員会指示について

1. これまでの経緯

太平洋クロマグロの管理を進めるため、これまで大宗が自由漁業だった曳き縄漁業や釣り漁業等を「沿岸くろまぐろ漁業」とし、

① 平成 24 年に広域漁業調整委員会指示により届出制を導入(届出隻数 1.3 万隻)、

② 平成 25 年以降は、同委員会指示による承認制に移行(承認隻数 1.7 万隻)(令和5年4月現在)

して、令和2年5月に期間延長の委員会指示を発出した他は、原則2年ごとに更新(今回で6回目の更新)している。現行の承認期間は令和7年3月 31 日までのため、各広域漁業調整委員会で新たな委員会指示を発出し、承認制の更新手続きを進める必要がある。

なお、新しい委員会指示の発出に伴い、「沿岸くろまぐろ漁業の承認制の事務取扱要領」の改正も併せて行う。

2. 新しい委員会指示の概要

旧被承認者からの地位承継が困難な場合における、新規承認条件を規定することにより、希望者へのクロマグロの採捕を可能にする。

(1) 承認条件について

従来の条件に変更なし

(2) 規定の追加

現被承認者から地位を承継することができない場合は、くろまぐろの漁獲を行わせる機会の付与が可能な場合に限り、国際的に定められた管理措置の範囲において、承認することができる。

(3) 承認期間について

令和7年4月1日から令和9年3月 31 日までとする。

※ なお、委員会指示の有効期間は、承認の手続きの観点から、承認期間の前に3ヶ月の期間を加えて設定する。

3. 本日の資料

- (1) 資料1－1 太平洋クロマグロに関する委員会指示について
- (2) 資料1－2 日本海・九州西広域漁業調整委員会による沿岸くろまぐろ漁業の承認に係る委員会指示(新旧対照表)(案)について
- (3) 資料1－3 日本海・九州西広域漁業調整委員会による沿岸くろまぐろ漁業の承認に係る委員会指示(案)について
- (4) 資料1－4 日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第78号の6の(1)に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制の違反者への対応及び処分方針(新旧対照表)(案)について
- (5) 資料1－5 日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第78号の6の(1)に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制の違反者への対応及び処分方針(案)について
- (6) 資料1－6 日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第78号の8に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制の事務取扱要領(新旧対照表)(案)について
- (7) 資料1－7 日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第78号の8に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制の事務取扱要領(案)について

改正後	改正前
日本海・九州西広域漁業調整委員会指示<u>第七十八号</u> 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十一条第一項の規定に基づき、沿岸くろまぐろ漁業について、次のとおり指示する。 <u>令和六年十一月二十六日</u> 日本海・九州西広域漁業調整委員会 会長 田中 栄次 日本海・九州西広域漁業調整委員会による沿岸くろまぐろ漁業の承認に係る委員会指示	日本海・九州西広域漁業調整委員会指示<u>第七十一号</u> 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十一条第一項の規定に基づき、沿岸くろまぐろ漁業について、次のとおり指示する。 <u>令和四年十二月一日</u> 日本海・九州西広域漁業調整委員会 会長 田中 栄次 日本海・九州西広域漁業調整委員会による沿岸くろまぐろ漁業の承認に係る委員会指示
1 定義 この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)「日本海・九州西海域」 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第五百五十二条第二項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する日本海・九州西海域 (2)「沿岸くろまぐろ漁業」 次に掲げる漁業のいずれにも該当しない漁業であつて、動力漁船によりくろまぐろをとることを目的とする漁業 イ 法第六十条第三項に規定する定置漁業 ロ 法第六十条第五項に規定する共同漁業 ハ 法第六十条第七項に規定する入漁権に基づき営む共同漁業 ニ 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）第二十条各号、第七十条各号又は第七十七条第一項第二号若しくは第三号に掲げる漁業 ホ 法第五十七条第一項の規定により道府県知事が定める規則に定める知事許可漁業のうち、次に掲げる漁業 (イ) 小型定置漁業	1 定義 この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)「日本海・九州西海域」 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第五百五十二条第二項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する日本海・九州西海域 (2)「沿岸くろまぐろ漁業」 次に掲げる漁業のいずれにも該当しない漁業であつて、動力漁船によりくろまぐろをとることを目的とする漁業 イ 法第六十条第三項に規定する定置漁業 ロ 法第六十条第五項に規定する共同漁業 ハ 法第六十条第七項に規定する入漁権に基づき営む共同漁業 ニ 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）第二十条各号、第七十条各号又は第七十七条第一項第二号若しくは第三号に掲げる漁業 ホ 法第五十七条第一項の規定により道府県知事が定める規則に定める知事許可漁業のうち、次に掲げる漁業 (イ) 小型定置漁業

(ロ) 小型定置網漁業 (ハ) 底建網漁業 (ニ) 別表 1 の上欄に掲げる県における下欄に掲げる漁業 へ 法第二百十條第一項に規定する海区漁業調整委員会の指示による漁業であつて、別表 2 の上欄に掲げる道県における下欄に掲げる漁業 2 操業の禁止 令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に、日本海・九州西海域において、沿岸くろまぐろ漁業を営んではならない。ただし、3又は4の規定による日本海・九州西広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたときは、この限りでない。	(ロ) 小型定置網漁業 (ハ) 底建網漁業 (ニ) 別表 1 の上欄に掲げる県における下欄に掲げる漁業 へ 法第二百十條第一項に規定する海区漁業調整委員会の指示による漁業であつて、別表 2 の上欄に掲げる道県における下欄に掲げる漁業 2 操業の禁止 令和五年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に、日本海・九州西海域において、沿岸くろまぐろ漁業を営んではならない。ただし、3又は4の規定による日本海・九州西広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたときは、この限りでない。
3 操業の承認 (1) この指示の有効期間の開始の日（令和六年十二月三十一日）において、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第七十一号の3の（1）又は4の（4）の規定による委員会の承認を受けて沿岸くろまぐろ漁業を現に営んでいる者（以下「旧被承認者」という。）で、次に掲げるイからニまでの条件を満たす者は、令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に、日本海・九州西海域において、沿岸くろまぐろ漁業を営もうとする場合には、使用する船舶ごとに、令和七年二月十日までに申請して、委員会の承認を受けることができる。 イ 令和五年一月一日から令和六年十二月三十一日までの間に、くろまぐろの漁獲実績を一キログラム以上有すること。 ただし、前段に該当しない場合であつて、申請者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による、当該都道府県の水産政策上、旧被承認者に係る承認を保持する必要がある、かつ当該都道府県の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障がない旨の意見書がある場合は、この限りではない。 ロ 申請者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による、くろまぐろの採捕に係る都道府県知事が行う採捕停止命令に明らかに従わない漁業者ではない旨の意見書があること。	3 操業の承認 (1) この指示の有効期間の開始の日（令和四年十二月三十一日）において、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第六十三号の3の（1）又は4の（4）若しくは（5）の規定による委員会の承認を受けて沿岸くろまぐろ漁業を現に営んでいる者（以下「旧被承認者」という。）で、次に掲げるイからニまでの条件を満たす者は、令和五年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に、日本海・九州西海域において、沿岸くろまぐろ漁業を営もうとする場合には、使用する船舶ごとに、令和五年二月十日までに申請して、委員会の承認を受けることができる。 イ 令和三年一月一日から令和四年十二月三十一日までの間に、くろまぐろの漁獲実績を一キログラム以上有すること。 ただし、前段に該当しない場合であつて、申請者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による、当該都道府県の水産政策上、旧被承認者に係る承認を保持する必要がある、かつ当該都道府県の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障がない旨の意見書がある場合は、この限りではない。 ロ 申請者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による、くろまぐろの採捕に係る都道府県知事が行う採捕停止命令に明らかに従わない漁業者ではない旨の意見書があること。

ハ 法第二百一十一条第四項で準用する同法第二百一十條第十一項の規定に基づく農林水産大臣の命令が出された日又は承認を取り消された日から一年を経過していない者ではないこと。 ニ 申請者が、次の①から③までのいずれにも該当しないこと。 ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。） ② 法人であつて、その役員又は使用人（操船又は漁ろうを指揮監督する者をいう。）の中に暴力団員等に該当する者があるもの ③ 暴力団員等がその事業活動を支配する者 (2) 令和七年二月十日までに旧被承認者から当該承認に係る地位を承継して、日本海・九州西海岸において、沿岸くろまぐろ漁業を営もうとする者は、当該者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による当該都道府県の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障がない旨の意見書がある場合、旧被承認者に代わつて、(1)の規定による承認を受けることができる。この場合、(1)のイ及びロの条件は適用しない。	ハ 法第二百一十一条第四項で準用する同法第二百一十條第十一項の規定に基づく農林水産大臣の命令が出された日又は承認を取り消された日から一年を経過していない者ではないこと。 ニ 申請者が、次の①から③までのいずれにも該当しないこと。 ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。） ② 法人であつて、その役員又は使用人（操船又は漁ろうを指揮監督する者をいう。）の中に暴力団員等に該当する者があるもの ③ 暴力団員等がその事業活動を支配する者 (2) 令和五年二月十日までに旧被承認者から当該承認に係る地位を承継して、日本海・九州西海岸において、沿岸くろまぐろ漁業を営もうとする者は、当該者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による当該都道府県の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障がない旨の意見書がある場合、旧被承認者に代わつて、(1)の規定による承認を受けることができる。この場合、(1)のイ及びロの条件は適用しない。
<u>(3) 日本海・九州西海岸において沿岸くろまぐろ漁業を新たに営もうとする者（以下(3)において「当該者」という。）であつて、かつ、旧被承認者から地位を承継することのできない者は、(1)の規定にかかわらず、使用する船舶ごとに、令和七年二月十日までに申請して、委員会の承認を受けることができる。この場合において、当該者は、当該者が(1)のハ及びニの条件並びに次に掲げるイ及びロの条件を満たすと認めるときは、承認するものとする。</u> <u>イ 当該者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長から当該者の申請について次に掲げる①及び②を満たす旨の意見書の提出があること。</u> <u>① 当該者は、くろまぐろの漁獲に係る都道府県が行う採捕停止命令をはじめとする漁業関係法令を遵守する者であること</u> <u>② 当該者の漁獲能力を勘案しても、当該都道府県に配分された管理期間当初の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障をきたさず、かつ、当該者に對し、くろまぐろの漁獲を一キログラム以上行わせる機会の付与が可能であること</u> <u>ロ イの意見書の内容や都道府県における過去の漁獲状況等を踏まえ、国際的に</u>	<u>(新設)</u>

定められた管理措置の範囲との関係で承認しても支障がないと判断されること。

(4) (1) 又は (3) の規定による承認の申請は、別記様式第一号による承認申請書に漁船法（昭和二十五年法律第百七十八号）第十条第一項の規定による登録の簿本（以下「原簿簿本」という。）及び別記様式第五号による誓約書を添え、更に（2）の規定による申請の場合にあっては、旧被承認者が現に所持している承認証及び別記様式第三号による廃業届を添えて委員会事務局に提出しなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の承認を都道府県から受けたときは、原簿簿本の添付を省略することができる。

4 承認証の交付と変更等

(1) 委員会は、3の(1)又は(3)、4の(2)若しくは(4)の承認をしたときは、その被承認者（以下「現被承認者」という。）に別記様式第二号による承認証を交付する。

(2) 現被承認者は、承認申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、委員会に変更の申請をし、その承認を受けなければならない。

(3) (2) の規定による変更の申請は、別記様式第一号による承認申請書に、現に所持している承認証を添え、更に船名又は船舶総トン数の変更に係る申請の場合にあっては原簿簿本を添えて、委員会事務局に提出しなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の承認を都道府県から受けたときは、原簿簿本の添付を省略することができる。

(4) 委員会は、現被承認者から、当該承認の期間中に、当該承認に係る地位を承継しようとする者が、3の(1)ハ及びニの条件を満たし、当該者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による当該都道府県の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障がない旨の意見書を添えて当該承認の承継の申請をした際は、これを承認しなければならない。

(5) (4) の規定による承認の申請は、別記様式第一号による承認申請書に、現被承認者が現に所持している承認証、別記様式第三号による廃業届、別記様式第五号による誓約書及び原簿簿本を添えて委員会事務局に提出しなければならない

(3) (1) の規定による承認の申請は、別記様式第一号による承認申請書に漁船法（昭和二十五年法律第百七十八号）第十条第一項の規定による登録の簿本（以下「原簿簿本」という。）及び別記様式第五号による誓約書を添え、更に（2）の規定による申請の場合にあっては、旧被承認者が現に所持している承認証及び別記様式第三号による廃業届を添えて委員会事務局に提出しなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の承認を都道府県から受けたときは、原簿簿本の添付を省略することができる。

4 承認証の交付と変更等

(1) 委員会は、3の(1)又は4の(2)若しくは(4)の承認をしたときは、その被承認者（以下「現被承認者」という。）に別記様式第二号による承認証を交付する。

(2) 現被承認者は、承認申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、委員会に変更の申請をし、その承認を受けなければならない。

(3) (2) の規定による変更の申請は、別記様式第一号による承認申請書に、現に所持している承認証を添え、更に船名又は船舶総トン数の変更に係る申請の場合にあっては原簿簿本を添えて、委員会事務局に提出しなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の承認を都道府県から受けたときは、原簿簿本の添付を省略することができる。

(4) 委員会は、現被承認者から、当該承認の期間中に、当該承認に係る地位を承継しようとする者が、3の(1)ハ及びニの条件を満たし、当該者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による当該都道府県の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障がない旨の意見書を添えて当該承認の承継の申請をした際は、これを承認しなければならない。

(5) (4) の規定による承認の申請は、別記様式第一号による承認申請書に、現被承認者が現に所持している承認証、別記様式第三号による廃業届、別記様式第五号による誓約書及び原簿簿本を添えて委員会事務局に提出しなければならない

ない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、原簿謄本の添付を省略することができる。 (6) 現被承認者は、当該漁業を廃止するときは、速やかに、別記様式第三号による廃業届に、現に所持している承認証を添えて、委員会事務局に届け出なければならない。 5 承認証の再交付の申請 (1) 承認を受けた者は、承認証を亡失し、又は毀損したときは、別記様式第四号による承認証再交付申請書を委員会事務局に提出し、その再交付を受けなければならない。 (2) 3の(4)並びに4の(3)、(5)及び(6)に規定する現に所持している承認証について、亡失又は毀損により委員会事務局に提出することが困難な場合は、別記様式第四号による承認証再交付申請書の提出をもって、これに代えることができるものとする。 6 承認の取消し等 (1) 委員会会長はこの指示に違反した者への対応及び処分方針について別に定めるものとする。 (2) 委員会は、承認を受けた者が、次のいずれかに該当する場合は、承認を取り消すものとし、当該取消しを受けた者は、速やかに、その承認証を委員会事務局に返納しなければならない。 イ 3又は4の申請の際の提出書類の記載内容に事実と異なることが記載されていることが明らかになった場合 ロ 法第二百一十一条第四項において準用する法第二百一十條第十一項の規定に基づく農林水産大臣の命令に違反した場合 7 指示の有効期間 この指示の有効期間は、令和七年一月一日から令和九年三月三十一日までとする。	い。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、原簿謄本の添付を省略することができる。 (6) 現被承認者は、当該漁業を廃止するときは、速やかに、別記様式第三号による廃業届に、現に所持している承認証を添えて、委員会事務局に届け出なければならない。 5 承認証の再交付の申請 (1) 承認を受けた者は、承認証を亡失し、又は毀損したときは、別記様式第四号による承認証再交付申請書を委員会事務局に提出し、その再交付を受けなければならない。 (2) 3の(3)並びに4の(3)、(5)及び(6)に規定する現に所持している承認証について、亡失又は毀損により委員会事務局に提出することが困難な場合は、別記様式第四号による承認証再交付申請書の提出をもって、これに代えることができるものとする。 6 承認の取消し等 (1) 委員会会長はこの指示に違反した者への対応及び処分方針について別に定めるものとする。 (2) 委員会は、承認を受けた者が、次のいずれかに該当する場合は、承認を取り消すものとし、当該取消しを受けた者は、速やかに、その承認証を委員会事務局に返納しなければならない。 イ 3又は4の申請の際の提出書類の記載内容に事実と異なることが記載されていることが明らかになった場合 ロ 法第二百一十一条第四項において準用する法第二百一十條第十一項の規定に基づく農林水産大臣の命令に違反した場合 7 指示の有効期間 この指示の有効期間は、令和七年一月一日から令和九年三月三十一日までとする。
--	---

8 その他 この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。	8 その他 この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。
別表 1	別表 1
県名	道府県名
沖縄県	沖縄県
	まぐろはえ縄漁業
別表 2	別表 2
道県名	道府県名
北海道	北海道
青森県	青森県
	まぐろ釣り漁業及びまぐろはえなわ漁業
	まぐろはえなわ漁業

沿岸くろまぐろ漁業承認申請書

〇〇 年 月 日

日本海・九州西広域漁業調整委員会会長 殿

住所：

氏名：

沿岸くろまぐろ漁業について、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第**七十八**号に基づき、下表に記入のとおり承認を申請します。

都道府県		所属漁協・支所	
承認番号		現行・新規（どちらかに○）	変更（該当項目のみ記入）
		（新規の場合は空欄）	
氏 名			
申請者住所			
使用する船舶	船 名		
	漁船登録番号		
	船舶総トン数		
漁業の方法			
操業海域			
操業予定時期			
水揚げ市場 （又は漁協）			
備 考			

上記の漁船登録に関する記載事項について、漁船原簿の記載内容と相違がないことを確認した。

〇〇 年 月 日 確認者（職・氏名）：

※1 申請者全員の申請内容を明らかにする書類を添付することにより、複数の申請者が連名で申請することを可とする。

※2 操業海域、水揚げ市場（又は漁協）について複数ある場合は全て記載すること。

新		旧													
日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 78 号の 6 の (1) に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制の違反者への対応及び処分方針		日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 71 号の 6 の (1) に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制の違反者への対応及び処分方針													
令和 6 年 11 月 26 日		令和 4 年 12 月 1 日													
日本海・九州西広域漁業調整委員会 (以下「委員会」という。) は、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 78 号 (以下「委員会指示」という。) の 6 の (1) に基づき、委員会指示に違反した者への対応及び処分方針について、以下のとおり定める。		日本海・九州西広域漁業調整委員会 (以下「委員会」という。) は、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 71 号 (以下「委員会指示」という。) の 6 の (1) に基づき、委員会指示に違反した者への対応及び処分方針について、以下のとおり定める。													
1. 委員会指示の適切な実施を図るための対応 (1) 委員会指示の適切な実施を図るため、水産庁は、疑義情報を接受した場合等においては、速やかに事務局として会長に一報するとともに、関係する都道府県水産部局を通じて調査等を実施。 ＊必要に応じて、水産庁は関係都道府県等と現地調査等を実施。 (2) 会長は、水産庁が実施した (1) の調査等の報告を受け、必要と認めた場合、会長名による指導文書を発出し、後日、委員会に報告。		1. 委員会指示の適切な実施を図るための対応 (1) 委員会指示の適切な実施を図るため、水産庁は、疑義情報を接受した場合等においては、速やかに事務局として会長に一報するとともに、関係する都道府県水産部局を通じて調査等を実施。 ＊必要に応じて、水産庁は関係都道府県等と現地調査等を実施。 (2) 会長は、水産庁が実施した (1) の調査等の報告を受け、必要と認めた場合、会長名による指導文書を発出し、後日、委員会に報告。													
2. 対応・処分基準 (1) 上記 1 の対応を行った後に、上記の指導にもかかわらず指導に従わないと見込まれる場合又は、再度違反が確認された場合の違反内容ごとの委員会の対応・処分の基準は以下のとおりとする。 <table><tr><th>違反内容</th><th>委員会としての対応・処分</th></tr><tr><td>① 承認を受けずに沿岸くろまぐろ漁業を営んだ場合</td><td>・漁業法第 121 条第 4 項で準用する同法第 120 条第 8 項に基づき農林水産大臣に対して指示に従うべきことを命じる旨の申請 (裏付命令の申請) をする。(注)</td></tr><tr><td>② 漁業法第 121 条第 4 項で準用する同法第 120 条第 11 項の規定に基づく農林水産大臣の命令に違反した場合</td><td>・委員会指示の 6 の (2) の規定に基づき、承認を取り消す。</td></tr></table> 注: 裏付命令の申請に係る手続は会長 (又は会長職務代理者) 一任とし、裏付命令の申請をした場合、後日、委員会に報告するものとする。		違反内容	委員会としての対応・処分	① 承認を受けずに沿岸くろまぐろ漁業を営んだ場合	・漁業法第 121 条第 4 項で準用する同法第 120 条第 8 項に基づき農林水産大臣に対して指示に従うべきことを命じる旨の申請 (裏付命令の申請) をする。(注)	② 漁業法第 121 条第 4 項で準用する同法第 120 条第 11 項の規定に基づく農林水産大臣の命令に違反した場合	・委員会指示の 6 の (2) の規定に基づき、承認を取り消す。	2. 対応・処分基準 (1) 上記 1 の対応を行った後に、上記の指導にもかかわらず指導に従わないと見込まれる場合又は、再度違反が確認された場合の違反内容ごとの委員会の対応・処分の基準は以下のとおりとする。 <table><tr><th>違反内容</th><th>委員会としての対応・処分</th></tr><tr><td>① 承認を受けずに沿岸くろまぐろ漁業を営んだ場合</td><td>・漁業法第 121 条第 4 項で準用する同法第 120 条第 8 項に基づき農林水産大臣に対して指示に従うべきことを命じる旨の申請 (裏付命令の申請) をする。(注)</td></tr><tr><td>② 漁業法第 121 条第 4 項で準用する同法第 120 条第 11 項の規定に基づく農林水産大臣の命令に違反した場合</td><td>・委員会指示の 6 の (2) の規定に基づき、承認を取り消す。</td></tr></table> 注: 裏付命令の申請に係る手続は会長 (又は会長職務代理者) 一任とし、裏付命令の申請をした場合、後日、委員会に報告するものとする。		違反内容	委員会としての対応・処分	① 承認を受けずに沿岸くろまぐろ漁業を営んだ場合	・漁業法第 121 条第 4 項で準用する同法第 120 条第 8 項に基づき農林水産大臣に対して指示に従うべきことを命じる旨の申請 (裏付命令の申請) をする。(注)	② 漁業法第 121 条第 4 項で準用する同法第 120 条第 11 項の規定に基づく農林水産大臣の命令に違反した場合	・委員会指示の 6 の (2) の規定に基づき、承認を取り消す。
違反内容	委員会としての対応・処分														
① 承認を受けずに沿岸くろまぐろ漁業を営んだ場合	・漁業法第 121 条第 4 項で準用する同法第 120 条第 8 項に基づき農林水産大臣に対して指示に従うべきことを命じる旨の申請 (裏付命令の申請) をする。(注)														
② 漁業法第 121 条第 4 項で準用する同法第 120 条第 11 項の規定に基づく農林水産大臣の命令に違反した場合	・委員会指示の 6 の (2) の規定に基づき、承認を取り消す。														
違反内容	委員会としての対応・処分														
① 承認を受けずに沿岸くろまぐろ漁業を営んだ場合	・漁業法第 121 条第 4 項で準用する同法第 120 条第 8 項に基づき農林水産大臣に対して指示に従うべきことを命じる旨の申請 (裏付命令の申請) をする。(注)														
② 漁業法第 121 条第 4 項で準用する同法第 120 条第 11 項の規定に基づく農林水産大臣の命令に違反した場合	・委員会指示の 6 の (2) の規定に基づき、承認を取り消す。														
(2) 上記にかかわらず、委員会は、会長 (又は会長職務代理者) が、違反が悪質と認める場		(2) 上記にかかわらず、委員会は、会長 (又は会長職務代理者) が、違反が悪質と認める場													

合で、書面により委員会の委員の半数以上の同意が得られた場合は、裏付命令の申請を行うことができる。この場合は、後日、委員会に報告するものとする。	合で、書面により委員会の委員の半数以上の同意が得られた場合は、裏付命令の申請を行うことができる。この場合は、後日、委員会に報告するものとする。
3. 処分する場合の手続き (1) 2の対応・処分(裏付命令の申請を除く。)を行う場合は、処分予定者に対して、異議があれば 15 日以内に申し出るべき旨を催告しなければならない(なお、催告期間は催告日の翌日から起算するものとする。))。	3. 処分する場合の手続き (1) 2の対応・処分(裏付命令の申請を除く。)を行う場合は、処分予定者に対して、異議があれば 15 日以内に申し出るべき旨を催告しなければならない(なお、催告期間は催告日の翌日から起算するものとする。))。
(2) (1)により処分予定者に異議がある場合は、公開により委員会が処分予定者から聴聞を行う。また、聴聞の際には、必要に応じて処分予定者が所属する団体の長が立ち会うことができる。	(2) (1)により処分予定者に異議がある場合は、公開により委員会が処分予定者から聴聞を行う。また、聴聞の際には、必要に応じて処分予定者が所属する団体の長が立ち会うことができる。
(3) (2)の委員会の聴聞は、会長(又は会長職務代理人)、会長が聴聞の都度指名する委員を含めた3名以上の委員が行い、事務局がこれを補佐する。	(3) (2)の委員会の聴聞は、会長(又は会長職務代理人)、会長が聴聞の都度指名する委員を含めた3名以上の委員が行い、事務局がこれを補佐する。
(4) (1)により異議がない場合又は(2)の聴聞の結果、異議に正当な理由が認められない場合には、2の対応・処分を行う。	(4) (1)により異議がない場合又は(2)の聴聞の結果、異議に正当な理由が認められない場合には、2の対応・処分を行う。

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 78 号の6の(1)に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制の違反者への対応及び処分方針(案)

令和6年 11 月 26 日

日本海・九州西広域漁業調整委員会(以下「委員会」という。)は、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 78 号(以下「委員会指示」という。)の6の(1)に基づき、委員会指示に違反した者への対応及び処分方針について、以下のとおり定める。

1. 委員会指示の適切な実施を図るための対応

- (1) 委員会指示の適切な実施を図るため、水産庁は、疑義情報を接受した場合等においては、速やかに事務局として会長に一報するとともに、関係する都道府県水産部局を通じて調査等を実施。
*必要に応じて、水産庁は関係都道府県等と現地調査等を実施。
- (2) 会長は、水産庁が実施した(1)の調査等の報告を受け、必要と認めた場合、会長名による指導文書を発出し、後日、委員会に報告。

2. 対応・処分基準

- (1) 上記1の対応を行った後に、上記の指導にもかかわらず指導に従わないと見込まれる場合又は、再度違反が確認された場合の違反内容ごとの委員会の対応・処分の基準は以下のとおりとする。

違反内容	委員会としての対応・処分
① 承認を受けずに沿岸くろまぐろ漁業を営んだ場合	・漁業法第 121 条第4項で準用する同法第 120 条第8項に基づき農林水産大臣に対して指示に従うべきことを命じる旨の申請(裏付命令の申請)をする。(注)
② 漁業法第 121 条第4項で準用する同法第 120 条第 11 項の規定に基づく農林水産大臣の命令に違反した場合	・委員会指示の6の(2)の規定に基づき、承認を取り消す。

注:裏付命令の申請に係る手続は会長(又は会長職務代理者)一任とし、裏付命令の申請をした場合、後日、委員会に報告するものとする。

- (2) 上記にかかわらず、委員会は、会長(又は会長職務代理者)が、違反が悪質と認める場合で、書面により委員会の委員の半数以上の同意が得られた場合は、裏付命令の申請を行うことができる。この場合は、後日、委員

会に報告するものとする。

3. 処分する場合の手続き

- (1) 2の対応・処分(裏付命令の申請を除く。)を行う場合は、委員会は、処分予定者に対して、異議があれば15日以内に申し出るべき旨を催告しなければならない(なお、催告期間は催告日の翌日から起算するものとする。)。
- (2) (1)により処分予定者に異議がある場合は、公開により委員会が処分予定者から聴聞を行う。また、聴聞の際には、必要に応じて処分予定者が所属する団体の長が立ち会うことができる。
- (3) (2)の委員会の聴聞は、会長(又は会長職務代理者)、会長が聴聞の都度指名する委員を含めた3名以上の委員が行い、事務局がこれを補佐する。
- (4) (1)により異議がない場合又は(2)の聴聞の結果、異議に正当な理由が認められない場合には、2の対応・処分を行う。

新		旧	
日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 78 号の8に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制の事務取扱要領		日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 71 号の8に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制の事務取扱要領	
日本海・九州西広域漁業調整委員会(以下「委員会」という。)は、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 78 号(以下「委員会指示」という。)の8に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制に関する事務の取扱等につき以下のとおり定める。 1. 事務処理の専決及び結果報告 委員会指示の3及び4に定める承認の事務処理は、委員会会長の専決事項として処理し、委員会会長は直近の委員会に承認の状況その他必要な事項を報告するものとする。 2. 操業の承認について 委員会指示の3に定める操業の承認に係る手続きは以下によるものとする。 (1) 承認条件について ① 委員会指示の3の(1)のイの「くろまぐろの漁獲実績を1キログラム以上有すること」を証明する書類については、漁獲モニタリングデータ又は沿岸くろまぐろ漁業の漁獲実績報告書とし、書類の写しを添付するものとする。 ② 委員会指示の3の(1)のイのただし書きに該当するかどうか個別に確認が必要な場合は、予め都道府県水産主務課を通じて委員会事務局と協議するものとする。委員会指示の3の(2)の意見書についても同様とする。 ③ 委員会指示の3の(1)のロのくろまぐろの漁獲に係る都道府県知事が行う採捕停止命令に明らかに従わない漁業者でない旨の意見書については、 1) 当該申請漁業者や所属の漁業者団体等が採捕停止命令に従わないことを明らかにしている場合 2) 所属漁業協同組合等から、当該申請漁業者が、採捕停止命令に係る指導に従わない、協力が得られない等の指摘があった場合 等の具体的事実がある場合を除いて、都道府県水産主務課長が総合的に判断し問題ないと認められる場合は、その旨の意見をすることとする。なお、都道府県が管内の申請漁業者に関してまとめて意見を行って差し支えないものとする。 なお、委員会指示の3の(1)の承認申請期限は令和7年2月 10 日のため、委員会指示の3の(1)のロの「採捕停止命令に明らかに従わない漁業者でない」旨の意見書は、令和6管理年度の途中で提出となるが、この場合は意見書の提出日以前までの状況について意見を述べたものとなるので、意見書の提出日以後、令和6管理年度中に1)や2)に該当した場合は、委員会指示6の(2)のイの規定により、承認の取消しを行う場合がある。		日本海・九州西広域漁業調整委員会(以下「委員会」という。)は、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 71 号(以下「委員会指示」という。)の8に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制に関する事務の取扱等につき以下のとおり定める。 1. 事務処理の専決及び結果報告 委員会指示の3及び4に定める承認の事務処理は、委員会会長の専決事項として処理し、委員会会長は直近の委員会に承認の状況その他必要な事項を報告するものとする。 2. 操業の承認について 委員会指示の3に定める操業の承認に係る手続きは以下によるものとする。 (1) 承認条件について ① 委員会指示の3の(1)のイの「くろまぐろの漁獲実績を1キログラム以上有すること」を証明する書類については、漁獲モニタリングデータ又は沿岸くろまぐろ漁業の漁獲実績報告書とし、書類の写しを添付するものとする。 ② 委員会指示の3の(1)のイのただし書きに該当するかどうか個別に確認が必要な場合は、予め都道府県水産主務課を通じて委員会事務局と協議するものとする。委員会指示の3の(2)の意見書についても同様とする。 ③ 委員会指示の3の(1)のロのくろまぐろの漁獲に係る都道府県知事が行う採捕停止命令に明らかに従わない漁業者でない旨の意見書については、 1) 当該申請漁業者や所属の漁業者団体等が採捕停止命令に従わないことを明らかにしている場合 2) 所属漁業協同組合等から、当該申請漁業者が、採捕停止命令に係る指導に従わない、協力が得られない等の指摘があった場合 等の具体的事実がある場合を除いて、都道府県水産主務課長が総合的に判断し問題ないと認められる場合は、その旨の意見をすることとする。なお、都道府県が管内の申請漁業者に関してまとめて意見を行って差し支えないものとする。 なお、委員会指示の3の(1)の承認申請期限は令和5年2月 12 日のため、委員会指示の3の(1)のロの「採捕停止命令に明らかに従わない漁業者でない」旨の意見書は、令和4管理年度の途中で提出となるが、この場合は意見書の提出日以前までの状況について意見を述べたものとなるので、意見書の提出日以後、令和4管理年度中に1)や2)に該当した場合は、委員会指示6の(2)のイの規定により、承認の取消しを行う場合がある。	

令和6年 11 月 26 日策定

令和4年 12 月 1 日策定

(2) 承継承認等について 委員会指示の4の(4)の承認(以下「承継承認」という。)(は、以下により取り扱うものとす る。 ① 親子等で承継承認の場合で、承認に係る船舶が承継前と後で同一の場合は「親子等承継」とし、承認番号はそのまま引き継ぐものとする。また、親子等は、親子間以外でも、同一都道府県内での承継も含むものとする。 ② 親子等以外で、現被承認者の廃業を見合いに新規で承継承認を受ける場合で、承認に係る船舶が承継前と後で異なる場合は「廃業見合新規」とし、現被承認者の有する承認番号を廃し、承継承認の申請者に新たな承認番号を発行するものとする。 ③ ①、②のいずれの場合も、承継承認の申請数と同数の現被承認者の廃業届の提出を要するものとする。 この場合の廃業届は、当委員会に係る承認のほか、太平洋広域漁業調整委員会、瀬戸内海広域漁業調整委員会に係る承認の廃業届でも差し支えない。 委員会指示の3の(3)の承認は、以下により取り扱うものとする。 イ 委員会指示の3の(3)の「国際的に定められた管理措置の範囲との関係で承認しても支障がないと判断されること」とは、委員会指示の3の(3)の規定等による我が国全体の承認数の合計が5000を超えていないことをいう。 ② 各都道府県は意見書の提出に先立ち、令和7年1月24日までに当該申請見込数を報告するものとする。これを集計した結果、5000を超える場合は、当該申請見込数の合計に占める各都道府県の申請見込数の比率に応じて承認可能数の調整を行い、各都道府県の申請上限を定める。その上で、当該申請上限の範囲内で申請書の提出を行うよう指示を行う。その際の提出期限は指示の受領日から除く14日以内とする。 ③ ②の承認は、アの②の「廃業見合新規」に準じて扱うこととし、申請者に新たな承認番号を発行するものとする。 ④ ③の規定にかかわらず、アの③に規定される現承認者の廃業届の提出は要さないものとする。	(2) 承継承認等について 委員会指示の4の(4)の承認(以下「承継承認」という。)(は、以下により取り扱うものとする。 ① 親子等で承継承認の場合で、承認に係る船舶が承継前と後で同一の場合は「親子等承継」とし、承認番号はそのまま引き継ぐものとする。また、親子等は、親子間以外でも、同一都道府県内での承継も含むものとする。 ② 親子等以外で、現被承認者の廃業を見合いに新規で承継承認を受ける場合で、承認に係る船舶が承継前と後で異なる場合は「廃業見合新規」とし、現被承認者の有する承認番号を廃し、承継承認の申請者に新たな承認番号を発行するものとする。 ③ ①、②のいずれの場合も、承継承認の申請数と同数の現被承認者の廃業届の提出を要するものとする。 この場合の廃業届は、当委員会に係る承認のほか、太平洋広域漁業調整委員会、瀬戸内海広域漁業調整委員会に係る承認の廃業届でも差し支えない。 (新設)
--	---

3. 申請書等の提出先について 委員会指示の3の(4)並びに4の(3)、(5)及び(6)の申請書等の提出先は、申請者等の住所の所在地の都道県の区分に応じ、下記表の委員会事務局とする。また、下記表の左欄に掲げる都道県以外の府県に住所を有する申請者等は、主たる操業海域の属する都道県の区分に応じ、同表の右欄に掲げる委員会事務局に提出するものとする。 <table> <tr> <th>道府県</th><th>委員会事務局及び所在地</th></tr> <tr> <td>北海道</td><td>新潟漁業調整事務所</td></tr> <tr> <td>青森県</td><td>(〒950-0909 新潟市中央区八千代1-5-15)</td></tr> <tr> <td>秋田県</td><td></td></tr> <tr> <td>山形県</td><td></td></tr> <tr> <td>新潟県</td><td></td></tr> <tr> <td>富山県</td><td></td></tr> </table>	道府県	委員会事務局及び所在地	北海道	新潟漁業調整事務所	青森県	(〒950-0909 新潟市中央区八千代1-5-15)	秋田県		山形県		新潟県		富山県		3. 申請書等の提出先について 委員会指示の3の(3)並びに4の(3)、(5)及び(6)の申請書等の提出先は、申請者等の住所の所在地の都道県の区分に応じ、下記表の委員会事務局とする。また、下記表の左欄に掲げる都道県以外の府県に住所を有する申請者等は、主たる操業海域の属する都道県の区分に応じ、同表の右欄に掲げる委員会事務局に提出するものとする。 <table> <tr> <th>道府県</th><th>委員会事務局及び所在地</th></tr> <tr> <td>北海道</td><td>新潟漁業調整事務所</td></tr> <tr> <td>青森県</td><td>(〒950-0909 新潟市中央区八千代1-5-15)</td></tr> <tr> <td>秋田県</td><td></td></tr> <tr> <td>山形県</td><td></td></tr> <tr> <td>新潟県</td><td></td></tr> <tr> <td>富山県</td><td></td></tr> </table>	道府県	委員会事務局及び所在地	北海道	新潟漁業調整事務所	青森県	(〒950-0909 新潟市中央区八千代1-5-15)	秋田県		山形県		新潟県		富山県	
道府県	委員会事務局及び所在地																												
北海道	新潟漁業調整事務所																												
青森県	(〒950-0909 新潟市中央区八千代1-5-15)																												
秋田県																													
山形県																													
新潟県																													
富山県																													
道府県	委員会事務局及び所在地																												
北海道	新潟漁業調整事務所																												
青森県	(〒950-0909 新潟市中央区八千代1-5-15)																												
秋田県																													
山形県																													
新潟県																													
富山県																													

石川県	境港漁業調整事務所	石川県	境港漁業調整事務所
福井県	(〒684-0034 境港市昭和町9-1)	福井県	(〒684-0034 境港市昭和町9-1)
京都府		京都府	
兵庫県		兵庫県	
鳥取県		鳥取県	
島根県		島根県	
山口県	九州漁業調整事務所	山口県	九州漁業調整事務所
福岡県	(〒812-0031 福岡市博多区沖浜町8-1)	福岡県	(〒812-0031 福岡市博多区沖浜町8-1)
佐賀県		佐賀県	
長崎県		長崎県	
熊本県		熊本県	
鹿児島県		鹿児島県	
沖縄県		沖縄県	

4. 変更の承認について 委員会指示の4の(2)に定める変更の承認については、以下により取り扱うものとする。 (1) 委員会指示の4の(2)の変更は承認を受けた者の申請書の記載事項で、同一人物での氏名変更、同一船舶(漁船登録番号が同じ等)での船名変更、使用船舶の変更(漁船登録番号が変わる代船)及び住所変更とする。 (2) (1)に記載の変更のうち、使用船舶の変更に係るものは、 ① 現被承認者が、当該承認に係る船舶を当該承認に係る海域において沿岸くろまぐろ漁業に使用することを廃止し、当該承認に係る期間の残存期間につき、他の船舶について当該承認を申請する場合 ② 現被承認者が、当該承認に係る期間中に、当該承認に係る船舶が滅失し、又は沈没したため、当該承認に係る期間の残存期間につき、他の船舶について当該承認を申請する場合とする。	4. 変更の承認について 委員会指示の4の(2)に定める変更の承認については、以下により取り扱うものとする。 (1) 委員会指示の4の(2)の変更は承認を受けた者の申請書の記載事項で、同一人物での氏名変更、同一船舶(漁船登録番号が同じ等)での船名変更、使用船舶の変更(漁船登録番号が変わる代船)及び住所変更とする。 (2) (1)に記載の変更のうち、使用船舶の変更に係るものは、 ① 現被承認者が、当該承認に係る船舶を当該承認に係る海域において沿岸くろまぐろ漁業に使用することを廃止し、当該承認に係る期間の残存期間につき、他の船舶について当該承認を申請する場合 ② 現被承認者が、当該承認に係る期間中に、当該承認に係る船舶が滅失し、又は沈没したため、当該承認に係る期間の残存期間につき、他の船舶について当該承認を申請する場合とする。
--	--

5. その他 (1) 委員会指示の承認申請等(委員会指示の3の(1)に基づく申請を除く。)で必要となる書類を整理すると、別表のとおりとなる。 (2) 委員会指示の1の(2)で、漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第2条第1項の漁業のうち、かつお・まぐろ漁業の許可を有する者が総トン数20トン未満の動力漁船により我が国200海里内でくろまぐろを採捕する際は、採捕報告を国等に行い、国からの操業上の指導に従うことを条件に、委員会指示ではかつお・まぐろ漁業として扱うものとする。 (3) 沿岸くろまぐろ漁業の承認制に関する事務の取扱いにおいて、申請書類等で次に該当する場合は、委員会事務局が技術的修正を行うことができるものとする。 ① 申請者名の氏名に表外漢字が使用されている場合は、常用漢字に修正することがで	5. その他 (1) 委員会指示の承認申請等(委員会指示の3の(1)に基づく申請を除く。)で必要となる書類を整理すると、別表のとおりとなる。 (2) 委員会指示の1の(2)で、漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第2条第1項の漁業のうち、かつお・まぐろ漁業の許可を有する者が総トン数20トン未満の動力漁船により我が国200海里内でくろまぐろを採捕する際は、採捕報告を国等に行い、国からの操業上の指導に従うことを条件に、委員会指示ではかつお・まぐろ漁業として扱うものとする。 (3) 沿岸くろまぐろ漁業の承認制に関する事務の取扱いにおいて、申請書類等で次に該当する場合は、委員会事務局が技術的修正を行うことができるものとする。 ① 申請者名の氏名に表外漢字が使用されている場合は、常用漢字に修正することがで
--	--

きる。

② 漁業協同組合やその支所等の名称が通用名で記載されている場合、正式名称に修正することができる。

(4) 承認番号については、承認を有する者が廃業し、承継者が不在の場合、旧承認者に割り当てられた承認番号は廃番とし、再使用はしないものとする。また、承認番号は委員会事務局が指定するものとする。

(5) 操業海域は、別図の区分(J1、J4～J10)を記入するものとする。

(6) 漁業の方法は曳き縄・はえ縄・釣り・その他から該当するものを記入し、その他を記入する場合、具体的な漁法を備考欄に記入するものとする。

別表 ころまぐろ漁業承認申請等に必要書類の一覧表

様式※1					承認番号 の対応	旧 承認 証	摘要
第一号	第三号	第四号	第五号	旧			
変更申請	承認証の記載事項※2に 変更がない場合				—	—	申請を受理し、承認者情報を内部処理 によって修正(承認証は交付しない)。
	変更がある場合				旧番号を継続	○	
代給申請 (者が変わらず、船のみ入れ替える場合)	—				旧番号を継続	○	変更後の承認証を交付する。
	親子間承継など (船は変わらず、者が変わる場合)				旧番号を継続	○	
承認 継 続 申 請	—				旧番号を継続	○	変更後の承認証を交付する。
	廃業見合新規(者も船も変わる)※3				新番号を付与	○	
再交付申請	—				旧番号を継続	—	承認証を再交付する。
	—				旧承認番号は欠番とする。	—	
単純な廃業	—				旧承認番号は欠番とする。	—	受理後は内部処理のみ。
	—				受理後は内部処理のみ。	—	

※1 第一号:申請書、第三号:廃業届、第四号:再交付申請書、第五号:誓約書

※2 承認証の記載事項 住所、氏名、船名、漁船登録番号

※3 委員会指示の3の(3)の規定による申請の場合は、様式第三号及び旧承認証の提出は要さない。

- ・承認証下欄の左肩の日付は、申請書の起案文書決裁後の施行日を記載する。
- ・承認証の承認期間にかかる記載は令和7年4月1日～令和9年3月31日とする(変更申請等の場合であっても、始期を変更に係る決裁の施行日としない。)。ただし、廃業見合新規(委員会指示の3の(3)の規定による申請を除く。)の承認については、始期を施行日とする。
- ・再交付申請の場合、当初の承認証と同様のものを交付することとし、欄外や裏面への摘要事項(再交付、書換交付、日付など)の記載は要しない。
- ・旧承認証を亡失又は毀損により委員会事務局に提出することが困難な場合には、様式第四号(再交付申請書)を添付する。

きる。

② 漁業協同組合やその支所等の名称が通用名で記載されている場合、正式名称に修正することができる。

(4) 承認番号については、承認を有する者が廃業し、承継者が不在の場合、旧承認者に割り当てられた承認番号は廃番とし、再使用はしないものとする。また、承認番号は委員会事務局が指定するものとする。

(5) 操業海域は、別図の区分(J1、J4～J10)を記入するものとする。

(6) 漁業の方法は曳き縄・はえ縄・釣り・その他から該当するものを記入し、その他を記入する場合、具体的な漁法を備考欄に記入するものとする。

別表 ころまぐろ漁業承認申請等に必要書類の一覧表

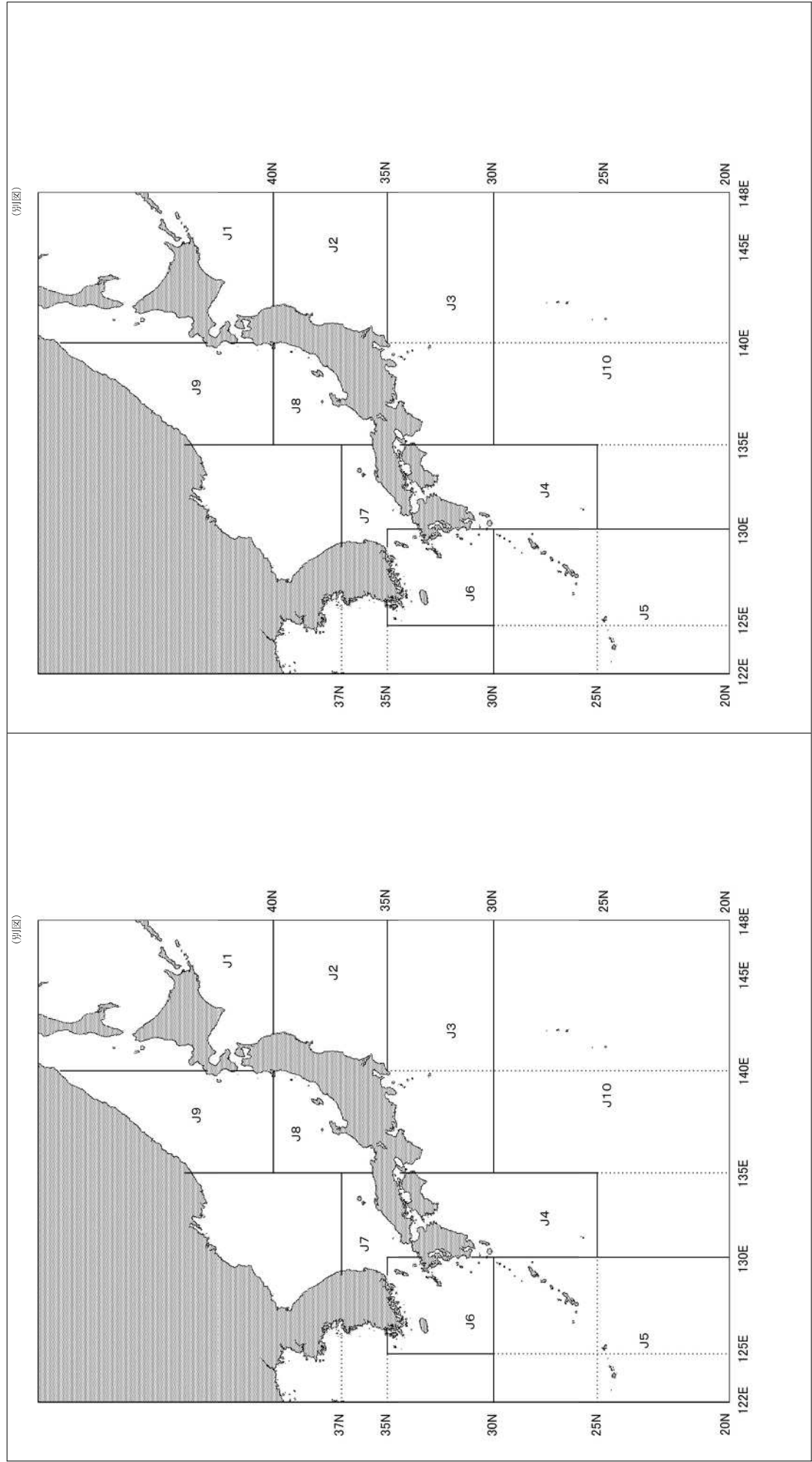
様式※1					承認番号 の対応	旧 承認 証	摘要
第一号	第三号	第四号	第五号	旧			
変更申請	承認証の記載事項※2に 変更がない場合				—	—	申請を受理し、承認者情報を内部処理 によって修正(承認証は交付しない)。
	変更がある場合				旧番号を継続	○	
代給申請 (者が変わらず、船のみ入れ替える場合)	—				旧番号を継続	○	変更後の承認証を交付する。
	親子間承継など (船は変わらず、者が変わる場合)				旧番号を継続	○	
承認 継 続 申 請	—				旧番号を継続	○	変更後の承認証を交付する。
	廃業見合新規(者も船も変わる)※3				新番号を付与	○	
再交付申請	—				旧番号を継続	—	承認証を再交付する。
	—				旧承認番号は欠番とする。	—	
単純な廃業	—				旧承認番号は欠番とする。	—	受理後は内部処理のみ。
	—				受理後は内部処理のみ。	—	

※1 第一号:申請書、第三号:廃業届、第四号:再交付申請書、第五号:誓約書

※2 承認証の記載事項 住所、氏名、船名、漁船登録番号

(新設)

- ・承認証下欄の左肩の日付は、申請書の起案文書決裁後の施行日を記載する。
- ・承認証の承認期間にかかる記載は令和5年4月1日～令和7年3月31日とする(変更申請等の場合であっても、始期を変更に係る決裁の施行日としない。)。ただし、廃業見合新規の承認については、始期を施行日とする。
- ・再交付申請の場合、当初の承認証と同様のものを交付することとし、欄外や裏面への摘要事項(再交付、書換交付、日付など)の記載は要しない。
- ・旧承認証を亡失又は毀損により委員会事務局に提出することが困難な場合には、様式第四号(再交付申請書)を添付する。



沿岸くろまぐろ漁業申請見込数報告書（新規）

令和 7 年 月 日

日本海・九州西広域漁業調整委員会会長 殿

都道府県担当者

沿岸くろまぐろ漁業について、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第七十八号の八に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制の事務取扱要領2の（2）のイの②に基づき、新規操業を希望する者の申請見込数が下記のとおり〇〇件であったことを報告します。

申請見込者氏名	所属漁協・支所	船名	申請見込者住所

上記内容に虚偽又は不正の記載があった場合、申請見込数として認められない場合があることを確認しました。

広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会の設置等について

1. 設置の趣旨等について

- (1) 「資源管理の推進のための新たなロードマップ」に基づき、クロマグロ遊漁の管理の高度化を推進していくにあたり、クロマグロ遊漁の管理手法に関し調査審議するため、各広域漁業調整委員会（太平洋、日本海・九州西、瀬戸内海）にくろまぐろ遊漁専門部会を置くこととする（別添参照）。
- (2) 専門部会の委員は、委員会の委員及び農林水産大臣が選任する専門委員の中から、会長が指名する。
- (3) 各広域漁業調整委員会に設置されるくろまぐろ遊漁専門部会の会議は、各海域における共通の議題を取り扱うため合同で開催することができる。合同会議の議事は出席委員全員の一致により決するものとし、その結果は委員会に報告される。委員会は、合同会議の議決を尊重するものとする。

2. 専門部会における審議事項について

- (1) クロマグロ遊漁委員会指示案の検討
 - ・ 時期別採捕数量
 - ・ 報告内容の正確性の確保 等
- (2) 今後のクロマグロ遊漁管理の検討
 - ・ 届出制の導入
 - ・ キャッチアンドリリースの是非 等

3. スケジュールについて

令和 6 年 1 1 月：広域漁業調整委員会の開催（専門部会設置の議決）

太平洋広調委（1 1 月 1 8 日（月））

日本海・九州西広調委（1 1 月 2 6 日（火））

瀬戸内海広調委（1 1 月 2 9 日（金））

1 2 月中旬：くろまぐろ遊漁専門部会及びくろまぐろ遊漁専門部会合同会議の開催（課題の整理等）

令和 7 年 1 ～ 2 月：くろまぐろ遊漁専門部会合同会議の開催（2 回程度開催）

2 ～ 3 月：広域漁業調整委員会の開催（次期委員会指示等の議決）

(参考)

○漁業法第 156 条で準用する第 137 条（抄）

- 4 農林水産大臣は、専門の事項を調査審議させるために必要があると認めるときは、委員会に専門委員を置くことができる。
- 5 専門委員は、学識経験がある者の中から、農林水産大臣が選任する。

○日本海・九州西広域漁業調整委員会事務規程（抄）

（専門部会の設置）

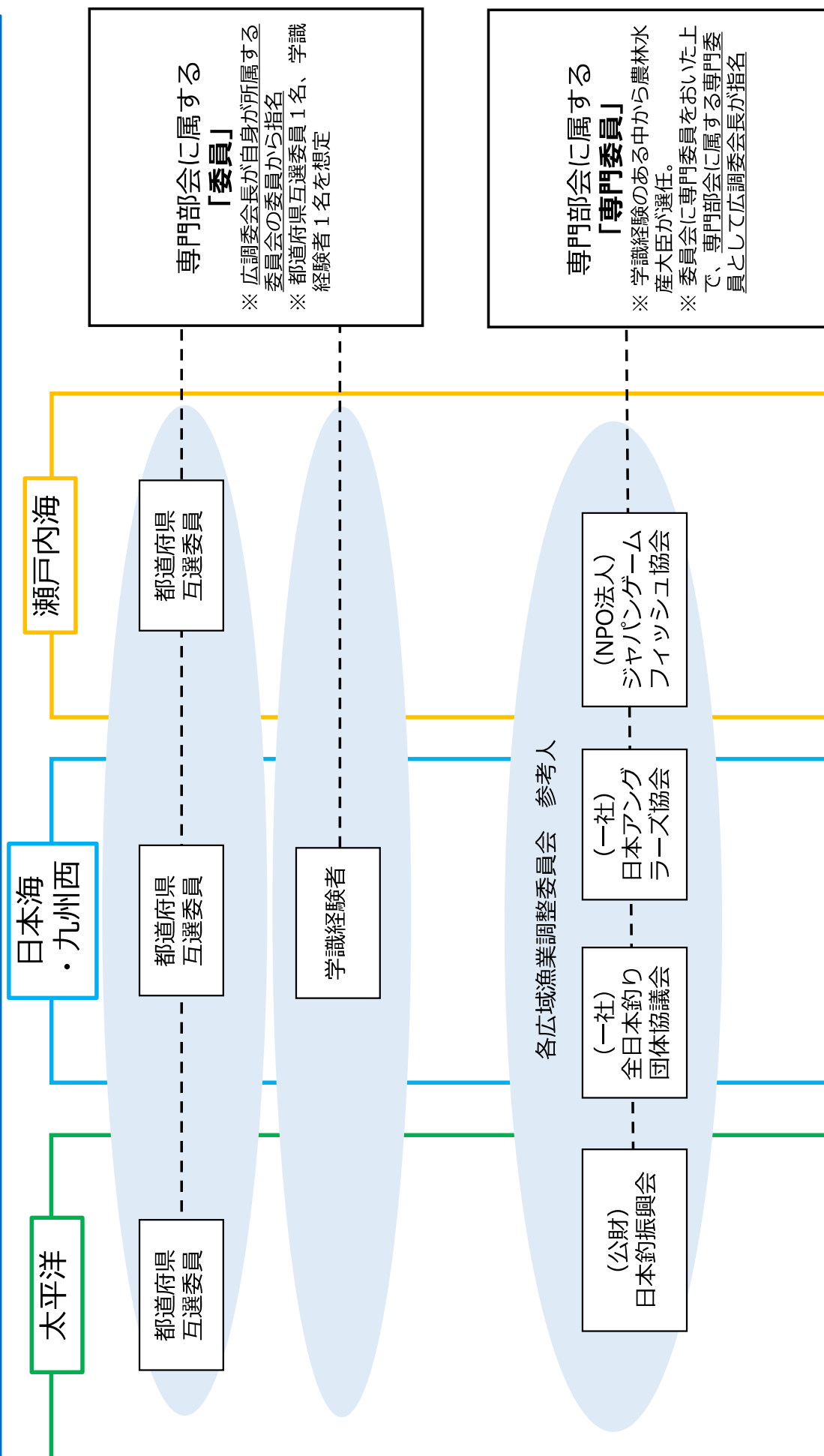
第 15 条 委員会は、その議決により、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、専門の事項の処理に関し、調査審議するものとする。
- 3 専門部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 4 専門部会の会議に関し必要な事項は、専門部会の会議で定める。ただし、議事については全員の一致により決するものとする。
- 5 専門部会は、調査審議の結果を、委員会に報告しなければならない。
- 6 委員会は、専門部会の議決を尊重するものとする。

広域漁業調整委員会におけるくろまぐる遊漁専門部会の構成イメージ

別添

- 各広調委に設置する専門部会の開催は**合同**で行うことができる。
- 各専門部会に所属する委員は**それぞれ5名**（日本海・九州西のみ6名）を想定。**合同会議における出席者は計8名を想定。**



広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会合同会議 委員及び専門委員（案）

○委員

氏名	現職	所属
高田 充朗	静岡海区漁業調整委員会委員	太平洋広域漁業調整委員会
田中 栄次	東京海洋大学名誉教授	日本海・九州西広域漁業調整委員会
中島 均	山口県日本海海区漁業調整委員会副会長	日本海・九州西広域漁業調整委員会
岡 修	大阪府漁業協同組合連合会代表理事会長	瀬戸内海広域漁業調整委員会

○専門委員

氏名	所属
柏瀬 巖	公益財団法人 日本釣振興会
菅原 美徳	一般社団法人 全日本釣り団体協議会
桜井 駿	一般社団法人 日本アングラーズ協会
森 聡之	NPO法人 ジャパンゲームフィッシュ協会

専門委員は、全ての広域漁業調整委員会に所属する。

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第75号に基づく遊漁者のくろまぐろの採捕の制限の違反者への対応方針（案）新旧対照表

改正後	改正前
日本海・九州西広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示（以下「委員会指示」という。）第75号に基づき、委員会指示に違反した者への対応方針について、以下のとおり定める。 1. 委員会指示の適切な実施を図るため、水産庁は、疑義情報に接した場合同等においては、関係する都道府県水産部局と連携して調査・指導を行うとともに、当該指示の違反が認められる場合には、速やかに事務局として日本海・九州西広域漁業調整委員会会長（以下「会長」という。）に報告する。 <u>なお、漁業法第157条第1項に基づき、委員会として関係者に対して出頭を求め、又は必要な報告を徴することについては、会長（又は会長職務代理）一任とし、出頭や必要な報告を徴した場合、後日、委員会に報告するものとする。</u> ※ 必要に応じて、水産庁は関係都道府県等と連携して現地調査等を実施。 2. 会長は、上記1の報告を受け、漁業法第121条第4項で準用する同法第120条第8項に基づき農林水産大臣に対して指示に従うべきことを命じる旨の申請（裏付命令の申請）をする。 裏付命令の申請に係る手続は会長（又は会長職務代理）一任とし、裏付命令の申請をした場合、後日、委員会に報告するものとする。	日本海・九州西広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示（以下「委員会指示」という。）第75号に基づき、委員会指示に違反した者への対応方針について、以下のとおり定める。 1. 委員会指示の適切な実施を図るため、水産庁は、疑義情報に接した場合同等においては、関係する都道府県水産部局と連携して調査・指導を行うとともに、当該指示の違反が認められる場合には、速やかに事務局として日本海・九州西広域漁業調整委員会会長（以下「会長」という。）に報告する。 ※ 必要に応じて、水産庁は関係都道府県等と連携して現地調査等を実施。 2. 会長は、上記1の報告を受け、漁業法第121条第4項で準用する同法第120条第8項に基づき農林水産大臣に対して指示に従うべきことを命じる旨の申請（裏付命令の申請）をする。 裏付命令の申請に係る手続は会長（又は会長職務代理）一任とし、裏付命令の申請をした場合、後日、委員会に報告するものとする。

（参考）漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）

第百五十七条 漁業調整委員会又は水産政策審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するために必要があると認めるときは、漁業者、漁業従事者その他関係者に対しその出頭を求め、若しくは必要な報告を徴し、又は委員若しくは委員会若しくは審議会の事務に従事する者をして漁場、船舶、事業場若しくは事務所について所要の調査をさせることができる。